

福岡医発第 2496 号 (地)
令和 3 年 12 月 6 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

資格喪失後受診に対する国保保険者間による調整
(包括的合意に基づく保険者間調整)における処理方法の一部変更について

標記の件につきましては、福岡県国民健康保険団体連合会（以下、国保連合会）において、保険医療機関等及び国保保険者の事務負担等の軽減並びに返還金の適正な管理に資することを目的に、保険医療機関等及び国保保険者が包括的な合意のもと、国保連合会が喪失後受診のレセプトを正しい資格情報に訂正のうえ、保険医療機関等に代わり正しい国保保険者へ請求することによって調整される旨、令和 2 年 6 月 5 日福岡医発第 725 号（地）にて、ご連絡申し上げているところです。

令和 2 年 10 月 1 日に施行された「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」（昭和 51 年厚生省令第 36 号）の一部改正によって、審査支払機関は、保険医療機関等からの請求に被保険者資格に係る軽微な不備があった場合、職権で当該不備を補正することができるようになったことに伴い、今般、本調整における承諾書による手続き（診療報酬債権の行使及びそれに係る代理権の付与）が不要となり、令和 3 年 12 月より変更する旨、国保連合会より通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、国保連合会より各医療機関に直接通知されますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎



福岡保連第1810号

令和3年12月1日

福岡県医師会

会長 松田 峻一良 様

福岡県国民健康保険団体連合会

理事長 武 末 茂 喜



資格喪失後受診に対する国保保険者間による調整
(包括的合意に基づく保険者間調整)における処理方法の一部変更について

本会の事業運営につきましては、平素から格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標題につきまして、令和3年11月29日福岡保連第1800号にてご了知いただいたとおり、令和3年12月より本会と保険医療機関及び保険薬局との間で実施している包括的合意に基づく保険者間調整における承諾書による手続き（診療報酬債権の行使及びそれに係る代理権の付与）を不要とする処理方法に変更することとしております。

つきましては、別添のとおり各保険医療機関あてに通知させていただきますので、お知らせいたします。

保険医療機関 各位

福岡県国民健康保険団体連合会

資 格 喪 失 後 受 診 に 対 す る 国 保 保 険 者 間 に よ る 調 整
(包括的合意に基づく保険者間調整)における処理方法の一部変更について

本会の事業運営につきましては、平素から格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標題につきまして、保険医療機関及び保険薬局（以下、「保険医療機関等」という。）と国保保険者が包括的な合意のもと、国保連合会が喪失後受診のレセプトを新たな資格情報に訂正のうえ、保険医療機関等に代わり新たな国保保険者へ請求することによる調整（以下、「包括的合意に基づく保険者間調整」という。）を実施しておりますが、下記のとおり処理方法を一部変更いたしますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

記

1 変更内容

本会と保険医療機関等との間で実施している包括的合意に基づく保険者間調整における承諾書による手続き（診療報酬債権の行使及びそれに係る代理権の付与）が、不要となります。

2 変更時期

令和 3 年 12 月から

3 変更根拠

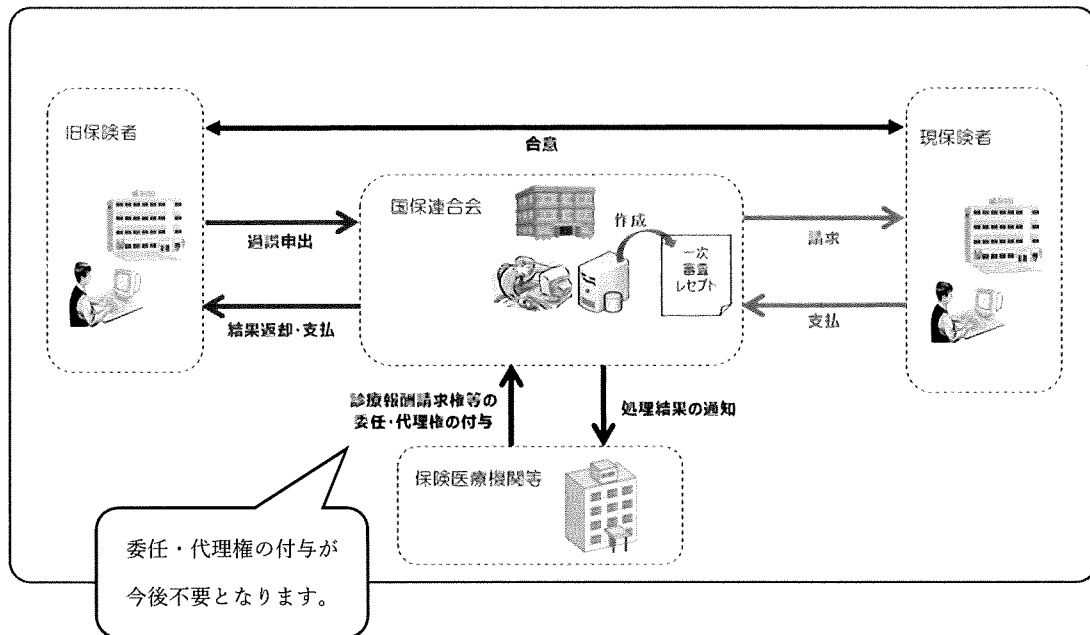
令和 3 年 10 月 1 日に施行された「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令」（令和 3 年厚生労働省令第 163 号）。以下「改正省令」という。）により、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和 51 年厚生省令第 36 号）が改正され、資格に係る情報に軽微な不備がある場合には、審査支払機関は、職権で、当該不備を補正することができるとされました。

この改正省令においては、令和 3 年 10 月から実施しておりますオンライン資格確認によるレセプトの振替・分割を前提とした改正ですが、今回、これに限定せず包括的合意に基づく保険者間調整にも適用されることを厚生労働省に確認しております。

4 現状の運用および今後の運用について

(1) 「包括的合意に基づく保険者間調整」とは

通常、保険者より過誤として保険医療機関等へ返戻し、資格等の訂正後、国保連合会へ再請求していただいているところですが、「包括的合意に基づく保険者間調整」とは、国保被保険者が資格喪失後受診に伴い、その診療報酬等を国保保険者相互間で調整することについて、旧保険者（被保険者が過去に加入していた国保保険者）及び新保険者（被保険者が現在加入している国保保険者）の合意のもと、保険医療機関等へレセプトを返戻せず、国保連合会が正しい資格情報にレセプトを書き換えたうえ新保険者へ請求する調整方法のことです。



(2) 今後の運用について

	主体	運用内容	現状	今後
1	本会→医療機関等	承諾書を送付	○	×
2	医療機関等	承諾書の受領・承諾書の記入	○	×
3	医療機関等→本会	承諾書の送付	○	×
4	本会	承諾書の受領	○	×
5	本会	レセプトの不備箇所の訂正	○	○
6	本会→医療機関等	補正した内容を各種帳票（過誤明細表）で通知	○	○

〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号
 福岡県国民健康保険団体連合会
 審査業務部 システム管理課 請求支払係
 Tel : 092-642-7818
 Fax : 092-642-7834